

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要領

（目的）

第1条 三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金（以下「補助金」という。）

は、タクシー事業者等が行うユニバーサルデザインタクシーの導入にかかる経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、高齢者、障がい者、旅行者等の移動等の円滑化を図ることを目的とする。

なお、この補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象車両）

第2条 本補助金の交付対象となる車両は、次の（1）から（5）に掲げる要件を全て満たしたものであること。

- （1） 補助金の対象となる車両は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和6年4月1日国自旅第439号。以下「認定要領」という。）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両とする。
- （2） 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付の決定をした会計年度に新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）であること。
ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。
- （3） 三重県内に使用の本拠を置く車両であること。
- （4） 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。
- （5） ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が認証するユニバーサルドライバー研修を受講した運転士を1名以上配置した車両であること。

（補助対象事業者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のとおりとす

る。

- (1) 三重県内に営業所を有する道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。
- (2) 前号に掲げる者に車両を貸与する者（以下「リース事業者」という。）。
- (3) 前各号に準ずる者として、知事が認定した者。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業者が当該運送事業を行う上で使用する車両として導入するユニバーサルデザインタクシーの車両本体の購入費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助金交付の対象としない。

- 2 車両 1 台あたりの補助上限額は認定要領の認定レベル 1 又はレベル 2 については 30 万円、認定レベル準 1 については 20 万円とし、当該年度の補助金の総額は予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1）に所定の書類を添えて、その都度別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

第 7 条 補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書（様式第 2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、変更が重要な変更（交付決定を受けた補助金額の変更、補助対象事業が交付決定年度内に完了しないときの車両登録予定年月の変更）に該当しない軽微な場合はこの限りでない。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 知事は、前条に規定する交付決定変更申請書の提出を受けたときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合に、その報告に係わる補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助対象事業者は、知事から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- （1） 虚偽の申請、その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 事業の未着手、休止又は廃止のとき。
- （3） その他、この要領又はこれに基づく指示に違反したとき。

（交付申請の取下げ）

第13条 補助対象事業者は、第6条の規定による通知を受領した場合において、申請を取り下げようとするときは、交付決定後30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（取得財産等の管理等）

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施)

第15条 補助対象事業者並びに補助対象事業者から車両を貸与される者は、ユニバーサルデザインタクシーが利用可能な車いすの利用者等の運送の引き受けを正当な事由なく拒絶することは道路運送法第13条の規定に違反するものであることに留意し、当該規定その他関係法令の遵守の徹底、車いす利用者等への配慮及び必要な環境の整備に努めなければならない。

(書類の提出先及び提出部数)

第16条 この要領に定める書類の提出は、三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課施設整備・ユニバーサルデザイン班とする。

2 この要領に定める書類の提出部数は、1部とする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

なお、この要領の施行の際現に交付の決定を受けている補助金については、第2条および様式第3は、改正前のこの要領の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月4日から施行する。

(様式第 1)

年 月 日

三重県知事 へ

住 所

名 称

代表者氏名

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請書

年度三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金 円を交付されるよう、三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要領第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 別紙 1 計画内訳書
- (2) 別紙 2 役員名簿
- (3) 別紙 3 貸与車両予定調書（リース事業者のみ）
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる資料
（次のいずれかの書類のコピー：許可証、事業許可証明書、運行中の任意の 1 台のタクシー車両の車検証）
- (5) (法人の場合) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
（個人の場合）住民票の写し（マイナンバー・本籍地の記載の無いもの）
または運転免許証のコピー（両面）
※登記事項証明書、住民票の写しは発行から 3 カ月以内のもの
※リースの場合は、リース事業者及び貸与先ともに必要
- (6) その他知事が必要と認める書類

(様式第 1 別紙 1) 三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金 計画内訳書
(単位：円)

車両登録 予定年月	車種	台数	補助対象経費 (車両本体購入費) (税抜き)	県補助 交付申請額
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
計		台		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載

※行が不足する場合は、適宜追加して下さい

(様式第 1 別紙 2) 役員名簿

職 名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性 別	備考欄

※申請者が個人の場合は、申請者本人について記載

※リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者、それぞれの役員名簿が必要（貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、タクシー事業者本人について記載）

※行が不足する場合は、適宜追加して下さい

(様式第 1 別紙 3) 三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金
貸与車両予定調書 (リース事業者のみ)

車種	台数	使用者名 (一般乗用旅客自動車 運送事業者)	貸与する予定期間
	台		年 月 ～ 年 月
	台		年 月 ～ 年 月
	台		年 月 ～ 年 月
	台		年 月 ～ 年 月
	台		年 月 ～ 年 月
計	台		

※行が不足する場合は適宜追加してください

(様式第2)

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
名 称
代表者氏名

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更を必要とする理由

2. 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交 付 決 定 済 額	金	円
増 減 額	金	円

3. 変更後の補助金の内容等については、別紙 変更計画内訳書のとおりとする。

(様式第 2 別紙) 三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金 変更計画内訳書

(単位：円)

車両登録 予定年月	車種	台数	補助対象経費 (車両本体購入費) (税抜き)	県補助 交付申請額
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
年 月		台		
計		台		

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた価格で記載

※台数をまとめて記載する場合は、金額は合計した金額を記載

※行が不足する場合は、適宜追加して下さい

(様式第3)

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
名 称
代表者氏名

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました補助事業の完了実績について、三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要領第9条の規定により別紙のとおり報告します。

(添付書類) (1) 別紙 導入実績報告書

(2) 導入車両に関する以下の書類

- ・自動車検査証の写し（使用者の住所および所有者の氏名又は名称・住所の記載が無いものについては、それらの記載のある自動車検査証記録事項等の帳票も併せて添付）、または、登録事項等証明書（現在証明）
- ・請求書の写し
- ・領収書の写し
- ・リース契約書の写し（リースの場合）
- ・写真（前・後・左・右の4方向、前・後の写真はナンバーが確認できるように撮影）

(3) 導入する車両に配置する運転士のユニバーサルドライバー研修
修了証の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

(様式第3 別紙)

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金 導入実績報告書

導入年月日	車種	車両を導入した営業所 所在地	台数
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
年 月 日			台
計			台

※車種、営業所所在地ごとに記載

※行が不足する場合は、適宜追加して下さい

(様式第4)

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
名 称
代表者氏名

三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号をもって通知のありました補助金について、
三重県ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要領第11条の規定により、下
記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 請 求 金 額 円

2. 振 込 先
金融機関および支店名

預金種別

口座番号

(フリガナ)
口座名義人

事務担当者 所 属 :
氏 名 :
電話番号 :